

1 基本的姿勢

厳しい財政状況下において、市民福祉を増進し、市民満足を得るために市民の視点に立った行政のしくみを再構築し、健全な行財政運営を継続していく。

2 本緊急改革プランの位置付け

ここで示す緊急改革プランは、平成18年度予算編成を目途に内部指針として策定したもので、先に示した予算編成方針に基づく予算の編成過程における経常的経費の削減内容を具現化するためのものである。

本プランは、今後市議会等からの平成18年度予算編成に対する提案・要望及び庁内からの執行上の調整等により部分的な変更も視野にいれつつ推進する。したがって、本プランは平成18年度予算の成立をもって総括され、平成19年度以降の長期計画に連動する。

3 施策に対する考え方

(1) 基本的序列

行財政改革におけるそれぞれの施策を分類すると、行政の自己改革、すなわち公務の本来あるべき姿について厳しく言及するものが第一と考えられる。

これは、不断の努力により、市が行なっていないなくてはならない根本的な施策で、直接市民に影響を及ぼすことは少ないと考える。

第二となるのは、直接ではないが施設に関する事項等間接的に市民に影響を及ぼすと考える施策である。

第三としては、市民の協力を必要とする施策で、できる限り優先順位は低位として対応すべきと考える。

(2) 効果測定

全ての施策においてその効果を測定する。

(3) 前提条件

施策実施については、担当各課がそれぞれの対応策を検討し、必要な手続き、市民への説明等綿密な計画をもって行う。

全ての施策を、事業評価やPDCAサイクルを念頭に置き実施するものとする。

基本的には、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」

(平成17年3月29日 総務省)を参考とする。

本改革プラン以外のものでも、行財政改革上効果的な施策は順次対応していく。

4 具体的施策

□ 枠内の内容は、17年度当初予算額を基準としている。

[第一 行政の自己改革]

(1) 組織のスリム化

(a) 職員定数

・ 各部課等の職員数を事業量、指定管理者制度、業務委託等を考慮し適正規模に定める。

職員定数を平成22年4月までの5年間で10%削減。

(b) 定員

・ 職員定数に基づき定員管理計画を策定し、各職種の職員数を適正化する。

平成17年4月から平成22年4月までの5年間で4.6%削減。

(c) 職員採用

・ 定員管理計画に基づき退職者数等を考慮しつつ職員の採用を計画する。労務職については、当分の間採用しないものとする。

(2) 人的経費の削減

(a) 職員給与

・ 本給、各種手当を見直す。

調整手当 8%を廃止し、新たに地域手当を導入。
特殊勤務・通勤・住居手当等を削減。
管理職手当・役職加算の削減（継続実施）。
平成 17 年度人事院勧告を実施。

(b) 特別職給与

- ・ 市長をはじめ特別職 5 人の給料を削減する。（16 年度からの継続）

現行の 15%～10%の削減を継続。

(c) 時間外勤務

- ・ ノー残業デーの徹底、代休措置、勤務時間特例制度の実施による時間外勤務の縮減を進める。

10%の削減。

(d) 費用弁償

- ・ 1 日 2,500 円支給している非常勤特別職の費用弁償（交通費相当額）を見直す。

1,000 円/日に改定。

(e) 旅費

- ・ 職員出張旅費を見直す。

全日当、半日当、不支給地区の見直し。

(3) 職員改革

(a) 職員の意識改革

- ・ 行政改革の推進及び行政評価の導入や情報の共有化を通じて、市職員の経営意識を醸成する。

職員研修における行財政改革メニューの増設。

(b) 人事評価

- ・ 成果主義、成績主義、長期休業者などを考慮した人事評価制度の導入について検討する。

平成 17 年度人事院勧告の検討。

(4) 事務改善

(a) 行政評価の導入（事務事業評価の実施）

- ・ 市の事務事業の効果的、効率的な推進のため行政評価を導入する。初年度は試行段階として各グループ 1 つの事務事業評価を実施し、年々拡大する。

平成 17 年度 130 事業について実施。平成 18 年度 260 事業予定。

(b) 公共施設内の駐車料の徴収

- ・ 公共施設内における職員の通勤用自動車の駐車について駐車料を徴収する。

平成17年度中に制度検討。

(5) 歳入対策

(a) 収納特別対策

- ・ 市税及びその他の徴収率向上のため、収納特別対策チームを設置する。

徴収率+0.3ポイント以上を目標とする。

(b) 公有地の売却・貸付

- ・ 未利用の公有地は売却・賃貸等を検討する。また、行政財産でありながら未利用地については普通財産化を進め、土地の売却などを進める。

旧二本木公民館跡地等の売却などを検討。

(c) 広告収入

- ・ ホームページ、広報紙、循環バス等を活用して、広告収入の確保を積極的に推進する。

広告収入に関する規定等の策定。

(6) 歳出削減

(a) 委託料

- ・ 委託内容の精査、積算基準の策定により委託料の削減に努める。

経常的な委託料を2%削減。

(b) 庁用自動車

- ・ 庁用自動車の削減を進めると同時に、長期利用に努め、中古車やリース車の導入によりそれらに係る経費を削減する。

庁用自動車8台を削減。

(c) コンピューター機器

- ・ 大型汎用機を含む機器のリース期間を延長するとともに、派遣職員の人数などを見直し、電算システムに係る経費削減を行う。

再々リース等を検討。

(d) 報償費の削減

- ・ 報償費を見直す。

5%以上の削減。

(e) 消耗品費

- ・ 消耗品の使用方法を見直す。

1 %以上の削減。

(f) 負担金

- ・ 負担金を見直す。

特定のものを除き 10 %以上の削減。

(g) 交際費

- ・ 交際費を見直す。

10 %以上の削減。

(7) 民間の活用

(a) 廃棄物最終処分場の延命

- ・ 廃棄物の最終処分を民間委託等により実施し、最終処分場の延命を図る。

(b) 定型業務・サービス部門

- ・ 総務・定型的業務など、事務事業全般にわたり委託推進の総点検を行い、指定管理者制度等を利用し民間委託を推進する。

指定管理者制度の導入 10施設

(c) 派遣職員・短期雇用の導入

- ・ 派遣職員や短期雇用職員の必要性を検討し活用する。

(8) 計画の見直し

(a) 加治丘陵自然公園の計画

- ・ 加治丘陵の施設等整備について、極力自然を生かす方法で見直す。

(9) その他

(a) 公営企業

- ・ 歳入の確保を視野にいれながら、可能なところから業務の委託化を進め、健全な運営を進める。

(b) 外郭団体

- ・ 振興公社の在り方について検討する。

[第二 市民・団体に間接的影響を及ぼす改革]

(1) 事務改善

(a) 広報紙

- ・ 色使い、発行回数等を見直し、さらにその配布方法も検討する。

白黒印刷化等を検討。

(2) 受益者負担の見直し

(a) 占用料

- ・ 土地占用料（道路・公園）を他市並みに見直す。

道路占用料の減額・免除の見直し。
公園占用料の見直し。

(3) その他

(a) 市民との協働

- ・ NPO活動の推進に向けて、NPO中間支援組織との連携を図り、市民との協働を推進する。

(b) パブリックコメントの実施

- ・ 各種政策に対するパブリックコメントの実施など、市民がさまざまな場面で参画できる機会を創出する。

[第三 市民・団体の協力を必要とする改革]

(1) 受益者負担の見直し

(a) 手数料

- ・ 各種証明手数料を必要経費等を考慮して見直す。

150円の手数料について近隣市等を参考に見直す。

(b) 市営葬

- ・ 市営葬の内容及び現在無料で提供している、骨つぼ、霊柩車代について見直す。

骨つぼ、霊柩車代の利用者負担化を検討。

(c) 補助金

- ・ 補助金の適正化基準により補助金を削減する。

平成17年度に作成の補助金の適正化基準を適用。

(2) 歳出削減

(a) 福祉サービス

- ・ 市単独サービスについて見直す。

敬老祝金の見直し。
高齢者タクシーの見直し。
シルバーサービスの見直し。
障害者タクシーと燃料費助成の見直し。

(b) 区長会報償金

- ・ 区長会報償金を見直す。

報償全体の見直し。

付記

- ・ 中長期的なプランについては、平成19年度予算編成時までに策定して公表するものとする。